

協議第16号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて提出する。

平成15年12月17日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村 政行

協定項目	14	一部事務組合等の取扱いについて
<p>1. 美西衛生施設一部事務組合は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債権・債務を新町に引き継ぐ。</p> <p>2. 美方郡広域事務組合、美方広域消防事務組合、但馬広域行政事務組合、兵庫県町交通災害共済組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該一部事務組合に加入する。</p> <p>3. 兵庫県市町村退職手当組合及び但馬公平委員会については、2町及び美西衛生施設一部事務組合は、合併の前日をもって当該組合等から脱退し、新町において合併の日に当該組合等へ加入する。</p> <p>4. 地方自治法の規定による協議会等については、法令に基づき所定の手続きを行う。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議